

令和6年2月7日（水）午前10時27分

令和6年

滋賀県国民健康保険団体連合会

第1回理事会議事録

滋賀県国民健康保険団体連合会

令和6年第1回理事会議事録

開催日時 令和6年2月7日（水曜日） 午前10時27分開会

開催場所 国保連合会4階大会議室

出席理事数（11人）

理事長	橋川 渉	草津市長
副理事長	桂田 俊夫	
兼常務理事		
理事	三日月 大造	滋賀県知事（代）
	和田 裕行	彦根市長（代）
	小西 理	近江八幡市長（代）
	小椋 正清	東近江市長（代）
	岩永 裕貴	甲賀市長
	福井 正明	高島市長（代）
	平尾 道雄	米原市長
	伊藤 定勉	豊郷町長
	越智 眞一	医師国保組合理事長（代）

1. 議決事項

- 議案第1号 滋賀県国民健康保険団体連合会職員の定年等に関する規則の全部改正について
- 議案第2号 滋賀県国民健康保険団体連合会職員服務規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 滋賀県国民健康保険団体連合会職員給与規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第4号 滋賀県国民健康保険団体連合会の育児休業に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第5号 滋賀県国民健康保険団体連合会職員退職手当支給規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第6号 滋賀県国民健康保険団体連合会福祉医療費助成事業並びに重度心身障害老人等福祉医療費助成事業共同電算処理業務規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第7号 滋賀県国民健康保険団体連合会保険者事務共同電算処理業務運営委員会規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第8号 滋賀県国民健康保険団体連合会第三者行為（交通事故等）損害賠償求償事務共同処理規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第9号 公文書の左横書きの実施に伴う滋賀県国民健康保険団体連合会例規集の経過措置等を定める規則の制定について
- 議案第10号 滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰について
- 議案第11号 通常総会開催日について
- 議案第12号 通常総会附議事項について
- 議案第13号 滋賀県国民健康保険団体連合会事務局長の任免同意について

2. 報告事項

- 報告第1号 専決処分報告について

○開 会

午前10時27分開会

◇岡田局長 皆さん、おはようございます。定刻よりも少し早いですが、皆さんおそろいでございますので、只今より令和6年第1回理事会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、橋川理事長よりご挨拶をお願いいたします。

◇橋川理事長 おはようございます。本日、理事会を開催いたしましたところ、理事の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、国保を取り巻く情勢につきましては、ご承知のとおり、被保険者の高齢化と医療費の増大、所得水準の低い被保険者が多い中にありまして、保険料、保険税の負担率が高いという構造的な問題に直面をしており、極めて厳しい運営が続いております。

そうした中、先月に国保中央会より令和5年度上半期の医療費速報が発表されました。滋賀県の国保は約524億円で、前年同期比0.9%減少しており、全国と同様に被保険者数が4.8%減少したことが主な要因となっております。

こうした状況は当面続くと思われませんが、本年は診療報酬、介護報酬、障害者総合支援制度報酬が一度に改定される、6年に一度のトリプル改定の年でございます。今後の医療費等にも影響を及ぼすことから、その動向を注視していく必要があると考えております。

本日は、定年年齢の段階的な引き上げに伴う規則の改正、医療費支払額等に関する本年度予算の補正、令和6年度の事業計画及び予算等について、総会附議に向けたご審議をいただくとともに、事務局長の任免同意をお願いしたいと思っております。

何とぞ、慎重なるご審議を賜りまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます、簡単でございますけれども挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇岡田局長 次に、出席状況ですが、国保連合会理事12名中、欠員のお一人を除き、委任出席も含め全員出席でございますので、本日の理事会が成立することをご報告させていただきます。

続きまして、理事会の議長ですが、規約第33条第1項により、理事長が当たるとなっております。橋川理事長にお願いをしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

◇橋川議長 それでは、私が議長を務めさせていただきます。

まず、規約第35条第4項及び規約第36条第2項により、本理事会は公開とし、議事録についても公表することといたします。

次に、規約第36条第1項の規定により、議事録署名者を選出したいと思いますが、議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 それでは、私から指名させていただきます。甲賀市長の岩永理事さんと豊郷町長の伊藤理事さんのお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

なお、本日の理事会は、12時をめぐりに終えたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

まず、議案第1号、滋賀県国民健康保険団体連合会職員の定年等に関する規則の全部改正についてから、議案第9号、公文書の左横書きの実施に伴う滋賀県国民健康保険団体連合会例規集の経過措置等を定める規則の制定についてまで、一括審議いたしたいと思えます。

事務局の説明を求めます。

◇今岡課長 それでは、規則・規程の改正についてご説明をさせていただきます。議案につきましても、理事会議案を別冊子で作っておりますが、1ページから50ページの各議案でございます。本日の理事会用に、資料ナンバー1で概要をまとめております。こちらで要点を絞ってご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、1つ目の規則改正について、1) 定年年齢の段階的な引き上げに伴う規則・規程の改正でございます。議案第1号の職員の定年等に関する規則から、議案第5号、職員の退職手当支給規則の改正までとなります。定年が60歳から65歳に段階的に引き上げられたことから、定年等に関する規則の全部改正をさせていただくとともに、これに関連する、以下、服務規則、給与規則等の4本の諸規定を整備するための改正でございます。

2つ目の2) 重度心身障害老人等福祉医療費助成事業の名称変更等に伴う規則・規程の改正でございます。議案第6号といたしまして、共同電算処理業務規則の改正、議案第7号の共同電算処理業務運営委員会規程の改正となります。昨年11月に、各自治体様には滋賀県健康医療福祉部長の通知により周知されているところでございますが、障害者を対象とした制度において、精神障害者を福祉医療費の助成対象に含められたことにより、事業名のうち「心身」が削除されました。これにより、本会の諸規定を整備するものでございます。

裏面に移っていただきまして、3つ目、議案第8号として、3) 介護保険に係る第三者

行為求償事務の取り扱い等に伴う規則の改正でございます。介護保険に係る第三者行為求償事務の取り扱いの手数料を令和6年4月1日から新設させていただくことといたしまして、本規則に介護保険法の根拠法令を追加するなどの改正を行うものでございます。

最後の4つ目、議案第9号として、4) 滋賀県国民健康保険団体連合会規則の公文書の左横書きの実施に伴う規則の制定でございます。各自治体様におかれましては、条例等各種規定について既にシステム化されていると思いますが、本会の例規集については昭和41年から紙媒体により管理をしておりました。諸規定も複雑になってきたことから、現在電子によるシステム化を進めているところです。ついては、漢数字からアラビア数字に置き換えるなど、縦書きから横書きに変更するためには、必要な項目の制定が必要となりますので、その対応を行うための規則の制定をするものとなります。

具体的な内容や新旧対照表につきましては、理事会議案にまとめておりますので、後ほどご参照いただければ幸いです。

以上でございます。

◇橋川議長 議案第1号から議案第9号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ご質問、ご意見もないようですので、採決に入ります。

議案第1号から議案第9号まで原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第1号から議案第9号まで、原案どおり決することといたします。

次に、議案第10号、滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

◇岡田局長 それでは、議案第10号、理事長表彰についてご説明をさせていただきます。第1回理事会議案の51ページをお開きください。

議案第10号です。滋賀県国民健康保険団体連合会理事長表彰について提案をさせていただきます。

本議案につきましては、本会の表彰規程に基づきまして、国保事業や介護保険事業等の推進並びに発展に貢献された方々につきまして、一定の基準に基づきまして、保険者等関連団体からご推薦のあった方々を理事会にお諮りをし、決定いただくものでございます。

本年度に推薦をいただいた方々につきましては、次の52ページをご覧くださいと思います。

表彰区分ごとの内訳といたしましては、国民健康保険診療報酬審査委員会委員が4人、国保事業の運営に関する協議会委員が7人、国保直営診療施設医師が5人、国保直営診療施設療養関係従事者が23人、市町保健師が10人、以上49人の方々のご推薦をいただいておりますので、本日の理事会にお諮りをいたしましてご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、表彰式につきましては行いませんので、後日、表彰状と記念品を本会から推薦保険者等へお届けをさせていただき予定でございます。

以上でございます。

◇橋川議長 議案第10号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ご質問、ご意見もないようですので、採決に入ります。

議案第10号を原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり決することといたします。

次に、議案第11号、通常総会開催日についてでございます。

事務局の説明を求めます。

◇岡田局長 同じく、理事会議案の55ページをご覧ください。議案第11号、通常総会開催日について提案をさせていただきます。

本会の通常総会を令和6年2月15日木曜日、午後2時より開催をいたしたいと考えております。開催場所につきましては、ピアザ淡海滋賀県立県民交流センター3階大会議室で予定をさせていただいております。理事の皆様方には、年度末でお忙しいときは存じますが、ご出席を賜りますようよろしくお願ひ申し上げ、提案に代えさせていただきます。

よろしくお願ひをいたします。

◇橋川議長 議案第11号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ご質問、ご意見もないようですので、採決に入ります

議案第11号を原案どおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、総会は原案どおり2月15日木曜日、午後2時から開催することといたします。

次に、議案第12号、通常総会附議事項についてを議題といたします。通常総会の議案第1号、令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第四回補正予算について及び議案第2号、令和5年度滋賀県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出第二回補正予算については、いずれも関連いたしますので、一括審議いたします。

事務局の説明を求めます。

なお、説明については、1月26日に開催の国保主管課長会議において事前に協議されていることを申し添えます。

よろしく申し上げます。

◇今岡課長 それでは、令和5年度補正予算についてご説明をさせていただきます。各議案につきましても、通常総会の附議事項の1ページから12ページでございますが、先ほどと同様、本日の理事会用に資料2-1で概要をまとめています。こちらで要点を絞ってご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点目、議案第1号といたしまして、診療報酬審査支払特別会計の福祉医療費支払勘定でございます。こちらにつきましても、市町における子ども医療費の拡大等によりまして、医療費の増加に伴う補正となっております。歳入歳出とも1億1,300万円の増額補正を行います。

2点目、議案第2号といたしまして、介護保険事業関係業務特別会計の介護給付費等支払勘定でございます。こちらでも介護給付費等の増加に伴う補正となっております。歳入歳出ともに約15億540万円の増額補正でございます。

最後の3つ目、2つ目と同じく介護保険の特別会計のうち、公費負担医療等に関する診療報酬支払勘定でございます。こちらでも歳入歳出ともに、生活保護をはじめとする各種公費に係る給付費の増加に伴う補正となっております。歳入歳出ともに3,230万円の増額補正でございます。

以上となります。

◇橋川議長 通常総会の議案第1号及び議案第2号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようでございますので、採決に入ります。

通常総会の議案第1号及び議案第2号を原案どおり通常総会に附議することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第1号及び議案第2号は原案どおり通常総会に附議いたします。

続きまして、通常総会の議案第3号、令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてから、議案第13号、令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬支払資金公費負担者予納金予納については、いずれも関連いたしますので、一括審議いたしたいと思えます。

各議案について、事務局の説明を求めます。

◇林主監 総会附議事項の議案第3号でございます。令和6年度滋賀県国民健康保険団体連合会事業計画についてのご説明をさせていただきます。附議事項の13ページから49ページまでの記載ですが、資料3-1で絞ってのご説明とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1ページのI. 基本方針です。本会は、保険者様及び広域連合様の信頼と負託に応えるため、記載のとおり2つの基本方針で臨むことといたします。

1つ目は、審査支払業務の専門集団の役割に加えて、地方自治体が行う医療・保健・介護・福祉業務を支援する専門集団として認めていただけるよう努力をするものでございます。

2つ目は、業務の効率的・効果的執行に心がけ、保険者の負担軽減を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう、中期経営計画の目標達成に向けて取り組むということでございます。

この2つの基本方針の下、2ページの事業の3本柱に取り組んでまいります。

1つは、保険者事務の支援です。市町事務の効率化等の取組の推進などについて、これまで培ってきたノウハウ等が最大限活用できるよう、より一層の支援・拡充に取り組んでまいります。

2つ目は、保険者が行う保健事業について、保健事業支援・評価委員会の開催や国保データベースシステムを活用した評価・データ分析等の保険者支援でございます。

3つ目は、基幹業務である審査の充実に向けた取組です。「審査支払機能に関する改革

工程表」に基づき、コンピュータチェックの共通設定及び審査基準の統一化を図ってまいります。

続いて、3ページのⅡ. 重点目標です。7つの重点項目、第4期中期経営計画の推進や国保制度の改善と財政安定化対策の推進など、しっかりと進めてまいります。

続いて、4ページのⅢ. 事業実施事項です。

(1) 第4期中期経営計画の推進ですが、基本理念、基本方針、組織目標について、職員が目的意識を持ち、一丸となり目標達成に向けて取り組んでまいります。

(2) 国民健康保険制度への対応ですが、県に設置される市町連携会議に参画して、第3期「滋賀県国民健康保険運営方針」の基本理念が実現されるよう、県や市町事務の共同事業の実施による効率化等の充実を図ってまいります。また、KDBシステム等を活用した医療費適正化計画やデータヘルス計画の実績管理に関する資料の作成を行ってまいります。

(3) 国保総合システムに関する事項です。システムの更改については、政府の方針に沿ってクラウド化を進めておりますが、保険者や被保険者に負担が生じないように、国庫補助の確保に向けて全力で取り組むとともに、一時的な費用の増大に備えるため、ICT積立資産の造成を図ってまいります。

(4) 審査事務共助職員の資質の向上です。職員の資質の向上を目指し、職員研修の内容の充実や調剤事務管理士技能認定試験等を受験いたします。

(5) 訪問看護療養費のオンライン請求が令和6年7月請求分から実施をされます。請求の円滑な導入と実施に努めてまいります。

(6) 第三者行為損害賠償求償事務共同事業ですが、介護保険者と連携し、介護保険に係る第三者行為求償事務の一層の充実を図ってまいります。

(7) 後期高齢者医療事務代行業務です。広域連合様が行う事務処理の軽減及び効率化を図るために、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運用管理などの事務代行業務を行うとともに、可能な限り受託業務の拡大に取り組んでまいります。

(8) 行政機関からの要請における対応について、本会設立趣旨にのっとりまして、引き続き、可能な限り支援・協力を行ってまいります。令和6年度においては、令和5年度に引き続き、風しん追加的対策に係る請求・支払事務を実施してまいります。

(9) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ですが、年齢で途切れることのない、連続性のある保健事業の展開を図ることを目指して、保健事業支援・評価委員会において、保

険者等が効率的・効果的な保健事業が展開できるよう支援をしております。

(10) 重複・頻回受診者等訪問指導事業ですが、市町・県と共同して、重複・頻回受診者、重複服薬者、多剤投与者に対して、訪問指導を行うことにより、訪問対象者の健康保持と医療費の適正化に努めてまいります。

(11) 保健事業推進に関する情報提供です。第3期データヘルス計画のための資料作成、さらに医療費等の分析に当たっては、大学等研究機関との連携を進めてまいります。

(12) 国保保険者が行う保健事業の支援として、新たな県事業ですが、国保世代からのフレイル予防事業を県と共同して実施をするということをございまして、本会として高齢者の骨折に係る医療費や健診データの分析、国保担当者向けの研修会の開催等を行ってまいります。

(13) 特定健診・特定保健指導に関する事項ですが、保険者の健診受診の向上に資するため、特定健診未受診者対策事業に係る受診勧奨資材の作成、データ提供並びに評価を行ってまいります。

(14) 介護給付費の適正化に係る審査及び支払に関する事務です。令和6年4月に制度改正及び介護報酬改定が予定されておまして、現在、介護保険審査支払等システムの改修が行われ、並行して次期システムに対して改修機能の取り込みが行われることから、円滑なシステム改修と更改に取り組んでまいります。

(15) 障害者総合支援給付等の審査及び支払に関する事務についても、介護と同様に取り組んでまいります。

最後の(16) 滋賀県保険者協議会に関する事項として、滋賀県との共同事務局として、滋賀県内の医療保険者の加入者に係る健康づくりを推進してまいります。

以上ですが、そのほかの業務についてもしっかりと取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

◇今岡課長 続きます、令和6年度の滋賀県国保連合会各会計予算についてご説明をさせていただきます。同じように、各議案につきましては、通常総会附議事項の50ページから181ページにかけて掲載させていただいておりますが、只今、事業計画の説明をさせていただきました資料3-1の7ページからとなりますので、よろしくお願いいたします。

併せまして、予算規模の全体を見ていただくために、資料3-2、1ページのA3判の資料がございます。こちらが各会計の予算総括となっておりますので、恐れ入りますが資

料3-1の説明と見比べていただければと思います。

まず、資料3-2のA3判の本会会計の予算総括表をご覧いただきたいと思います。本会会計各勘定の予算の一覧でございます。

本会の会計につきましては、一般会計と7つの特別会計で構成されておりまして、各種支払勘定を合わせますと全部で21勘定でございます。これらの会計を性格別に大別いたしますと、網かけをしている会計が6つございます。こちらは、保険者様や広域連合様からの負担金や手数料を中心に事務事業を執行する会計でございます。こちらにつきましては、後ほど、資料3-1の予算の考え方の中でご説明をさせていただきますので、それ以外の網かけをしていない特別会計や各種支払勘定につきましては、主に診療報酬や介護給付費等をお支払いする会計でございます。医療機関や介護、障害のサービス提供事業所に受け払いする勘定となっております。

令和6年度の予算規模ですが、こちらの資料3-2の一番下から3つ目の合計のところです。左から3つ目の列、21勘定の合計の総額が、対前年度比4.2%増の約4,550億円といった予算規模になってございます。そのうち、事務執行を伴う網かけの6つの会計につきましては、同じ一番下から2段目となりますが、対前年度比マイナス1.0%の減、約40億円でございます。

予算規模は以上となります。

恐れ入りますが、資料3-1の7ページにお戻りいただきたいと存じます。大きな1番の真ん中あたりに、(1)事務執行を伴う6つの会計の前年度対比における主な増減要因を書かせていただいています。①、②が減と増の要因でございます。令和6年度につきましては、令和5年度に各システムの更改や、各保険者様に設置の端末、プリンタの更改を行わせていただきましたので、大幅な減となっております。また、更改後の運用に係る中央会への負担金が増となっているところでございます。

同じページの一番下の(2)診療報酬や介護給付費等を支払う受け払いの勘定でございます。対前年度比4.3%増の約4,510億円を計上いたしております。

したがって、(1)、(2)と見比べていただきますと、本会が取り扱う会計は約99%の診療報酬等の受け払いの会計と残りの1%の事務執行を伴う会計で構成されているというところでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。大きな2番の診療報酬等の支払勘定です。予算規模の大きい会計を中心に説明させていただきます。

こちらの診療報酬等の見込みにつきましては、理事長の説明にもございましたように、おおむね過去の支払い実績及び令和6年度の診療報酬改定のマイナス0.12%を勘案して予算計上させていただいております。

上段、箱枠の中になります。議案第5号、国民健康保険診療報酬支払勘定です。令和5年度の予算に比べまして、0.2%減の月平均約78億7,000万円の支払いを見込んでいるところでございます。こちらにつきましては、被用者保険の適用拡大、また団塊の世代の方が後期高齢者に移行されることに伴いまして、国保の被保険者が減少していることが要因と考えております。先日、中央会から、令和5年度の上半期の医療費の状況が出ましたので、併せて掲載をさせていただいているところです。

同じ8ページの真ん中あたり、議案第7号の介護保険の特別会計です。介護サービス受給者の増加と過去の支払い実績、令和6年度の介護報酬改定のプラス1.59%を勘案させていただき、4.3%増の月平均約97億円の支払いを見込んでいるところでございます。

9ページ、議案第10号です。後期高齢者に係る特別会計でございます。

後期高齢者医療診療報酬支払勘定につきましては、令和5年度に比べまして5.2%増の月平均約154億円の支払いを見込んでいるところです。国保の支払勘定するときにも説明させていただきましたが、過去の支払い実績、令和6年度の診療報酬改定のマイナス0.12%を勘案させていただき予算計上しておりますが、後期におきましては、団塊の世代の方が後期高齢者に移行されますので、高い伸び率になっているところでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。大きな3番目になります。A3判でもご説明いたしましたが、網かけの部分の一般会計と各業務勘定の事務執行を伴う6つの会計の共通した予算の考え方でございます。

1つ目は、国保総合システムを含めた全国の標準システムにおけるシステム関係の負担金について、新たな負担金や運用に係る負担金の増額が国保中央会から提示されましたので、その対応について記載をさせていただいております。

1つ目として、これまでと同様、継続した人件費の抑制、また会館に係る減価償却引当資産の一部凍結等、経費の節減を図ることで、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

2つ目として、システム関係経費の備えとして、経費の節減と併せて、令和5年度から

国保における手数料を4円引き上げさせていただいております。それらを原資として、ICT積立資産を造成させていただき、高度化していくシステム関係経費の備えとさせていただきますので、ご理解のほどよろしく願います。

箱枠の②開発負担金や③運用負担金につきましては、それぞれ既存の積立金を充当して対応させていただくことを考えております。

11ページ、各システムの負担金の内訳を記載させていただいております。上段の表につきましては、オンプレミス、単純な機器更改からクラウド化へのシステムの更改に係る開発負担金、いわゆるイニシャルコストの初期経費となります。

2つ目の表につきましては、クラウド利用料を含む運用負担金となります。

いずれも大きな額となりますが、その財源につきましては10ページでご説明をさせていただきましたとおり、継続した経費節減、既存の積立金により対応することを基本とさせていただきますので、ご理解のほどよろしく願います。

続きまして、12ページをご覧ください。(2)手数料の単価についてでございます。

1つ目は、介護保険審査支払手数料についてでございます。記載のとおり、令和5年度から国保中央会の負担金が1件当たり2円27銭引き上げられました。そのことから、令和6年度におきまして、中央会負担金の値上げ相当分の2円の見直しをさせていただきたいと存じますので、よろしく願います。67円から69円となります。

2つ目、先ほど、理事会議案の規則改正でも触れさせていただきましたが、介護保険における第三者行為求償事務を取り扱うことによる手数料の設定です。令和6年度から、介護給付費明細書1件当たり0.5円の単価を新設させていただきたいと存じますので、よろしく願います。

13ページが各種手数料の見直しの一覧です。ご参照いただければと存じます。

最後に14ページをご覧ください。予算関連の事項についてでございます。

議案第12号といたしまして、一時借入金の限度額について、附議事項につきましては182ページに記載させていただいております。不測の事態を生じた場合の支払いに充当するため、一般会計及び5つの特別会計において、一時借入金の限度額を定めるものでございます。

続きまして、議案第13号です。公費負担医療に関する予納金の予納についてでございます。附議事項につきましては、183ページから192ページに記載させていただいているところですが、こちらは毎月の医療費の支払いに充当するための予納金でございます

ので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、資料4につきましては、令和6年度の福祉医療費等概算金の算出表でございます。資料5につきましては、障害介護給付費概算金の算出表でございます。こちらも医療費、また障害介護給付費に係る支払いに充当させていただくものとなっておりますので、ご請求させていただく際にはよろしくお願いいたします。

以上、令和6年度の事業計画及び予算の提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◇橋川議長 通常総会の議案第3号から議案第13号までについて、ご質問、ご意見はございませんか。

それでは、ご質問、ご意見はないようですので、採決に入ります。

通常総会の議案第3号から議案第13号までを原案どおり通常総会に附議することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第3号から議案第13号までは原案どおり通常総会に附議いたします。

続きまして、通常総会の議案第14号、滋賀県国民健康保険団体連合会役員（理事）の選任について、事務局の説明を求めます。

◇岡田局長 それでは、通常総会附議事項の193ページをご覧ください。議案第14号、滋賀県国民健康保険団体連合会役員（理事）の選任についてでございます。

前甲良町長の野瀬理事におかれましては、町長任期満了によりまして理事を自動失職されております。したがって、後任の理事を町村会さんにご推薦をお願いしておりました。2月5日付で町村会さんから推薦書を頂きましたので、その方を後任の理事として選任をいただく議案を総会に提出させていただきます。

なお、理事の任期につきましては、前任者の残任期間であります令和7年7月31日までとなります。また、総会におきまして、理事を選任いただいた後、同日に理事会を開催いたしまして、規約第22条によります副理事長の互選をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◇橋川議長 通常総会の議案第14号について、ご質問、ご意見はございませんか。

ご質問、ご意見がないようですので、採決に入ります。

通常総会の議案第14号について原案どおり通常総会に附議することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

全員賛成と認め、議案第14号は原案どおり通常総会に附議いたします。

次に、議案第13号は人事案件でありますので、最後に審議することとして、先に報告事項に入ります。

事務局の説明を求めます。

◇今岡課長 それでは、専決処分の報告をさせていただきます。恐れ入りますが、通常総会附議事項の194ページをご覧くださいと存じます。水色の合紙が入っておりますので、そちらの次のページとなっております。

報告事項につきましては2点ございます。報告第1号の専決処分といたしまして、この194ページよりご説明をさせていただきます。

1点目、職員給与規則の一部を改正したものです。こちらは、人事院勧告により、職員の子の扶養手当、また一時金の率の改定がございました。こちらの改正によるものでございます。

2点目、診療報酬審査支払特別会計歳入歳出第三回補正予算です。こちらは、令和6年度から、子ども及び重度障害者に対する滋賀県福祉医療費助成制度の拡充がございました。こちらの制度実施に伴いまして、本会が行う福祉医療費審査支払等システムの改修、また保険医療機関等への情報提供に係る各種周知文書、また発送業務につきまして、県の補助金により実施するため、増額の補正となっております。

報告事項は以上でございます。

◇橋川議長 最後に、議案第13号、滋賀県国民健康保険団体連合会事務局長の任免同意についてを審議いたします。

説明を求めます。

◇桂田副理事長 それでは、この件について私から説明をさせていただきます。議案との関わりがございますので、事務局の林主監については、一旦退室をお願いいたします。

(林主監退室)

議案書では、理事会議案の57ページになります。

議案第13号は、規約第32条第3項により、事務局長の任免について同意を求めるものでございます。

現事務局長の岡田局長につきましては、令和4年4月1日付で局長に就任され、令和5年3月31日で定年退職でございましたが、その後、再任用の局長として引き続き勤務をいただきました。申出によりまして、本年3月31日をもちまして事務局長を免ずることとして、その後任の事務局長には、候補者の略歴を資料でお配りさせていただきましたが、現在主監の林健一氏を令和6年4月1日付で任命することについて、理事会の同意を求めるものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◇橋川議長 只今、説明のありました事務局長の任免同意について、ご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、提案のとおり選任・同意することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇橋川議長 ありがとうございます。

ご異議がないとのことですので、令和6年4月1日から事務局長に林健一氏が就任することに決しました。

それでは、林さん、お入りください。

(林主監入室)

ここで、只今選任されました林氏より挨拶をお願いいたします。

◇林新局長 只今、事務局長の任を仰せつかりました林でございます。微力ではございますが、保険者の皆様の負託にしっかりと応えられるように務めてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

理事の皆様におかれましては、変わりがせず、ご指導・ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

◇橋川議長 続きまして、今回3月31日付をもって退任されます岡田事務局長より挨拶をお願いします。

◇岡田局長 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

2年間ではございましたけれども、無事に事務局長の職責を果たすことができました。これもひとえに、理事長はじめ理事の皆様方のご支援・ご指導のたまものと感謝を申し上げます。退任後におきましても、微力ではございますけれども、業務のほう

に関わらせていただきたいと考えておりますので、引き続き変わらぬご指導・ご鞭撻をよろしく願い申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◇橋川議長 以上をもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。

これをもちまして理事会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時14分閉会

上記会議の顛末を記載して間違いのないことを認めるためここに署名
いたします。

令和6年 5月23日

議 長

草津市長

橋 川 渉

議事録署名者

甲賀市長

岩永 裕貴

豊郷町長

伊藤 定 勉